

横浜市放射線対策本部会議の報告について

平成28年5月25日に第32回放射線対策本部会議が開催されましたので、決定事項等について報告します。

1 保育所で保管しているマクロスポット対応で除去した土壌 ※平成23年度の測定時に0.59 μ Sv/h以上であったもの

種類	保管施設数
市立保育所	3施設
民間保育所	6施設
合計	9施設

2 第32回放射線対策本部会議の決定事項

(1) 議題

- ア 指定廃棄物等の保管について
- イ その他

(2) 報告事項

- ア 教育委員会事務局から保管の現状及び市民要望について報告 P2～P8
- イ 事務局（健康福祉局）から国の動向及び最近の見解について報告 P9～P12

(3) 決定事項

学校などに保管している指定廃棄物等について、学校外での保管についての検討を始めることとする。

(4) 補足事項

議論の対象は、学校に保管されている指定廃棄物のほか、放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の学校雨水利用施設の汚泥や、学校・保育園に保管されているマイクロスポット対応除去土壌も含めることとする。

参考資料

【これまでの放射線量測定で市の対応の目安を超えた箇所がある保育所】

No.	区名	施設名	施設の種類	直近の測定時			保管している袋の数
				測定日	線量 ($\mu\text{Sv/h}$)		
					1cm	50cm	
1	青葉区	市立荏田西保育園	市立保育所	平成27年10月16日	0.80	0.09	2
2	保土ヶ谷区	千丸台保育園	民間保育所	平成27年10月13日	0.82	0.13	2
3	神奈川区	市立西菅田保育園	市立保育所	平成27年10月16日	0.45	0.07	1
4	港北区	市立太尾保育園	市立保育所	平成27年10月27日	0.40	0.08	2
5	港北区	大倉山保育園	民間保育所	平成27年5月26日	0.22	0.06	1
6	港北区	アスク日吉東保育園	民間保育所	平成27年10月27日	0.33	0.08	1
7	戸塚区	ことは保育園	民間保育所	平成27年5月28日	0.45	0.11	4
8	南区	中村愛児園	民間保育所	平成27年10月13日	0.51	0.10	1
9	磯子区	横浜ナーサリー	民間保育所	平成27年10月13日	0.40	0.08	1

平成28年5月25日 9:45~10:15
本庁舎5階 緊急対策チーム室

第32回 横浜市放射線対策本部会議 次第

議 題

- 1 指定廃棄物等の保管について
- 2 その他

第31回 放射線対策本部会議 会議録	
1 日時	平成 28 年3月 18 日(金) 16:00～16:20
2 場所	本庁舎5階 緊急対策チーム室
3 参加者	渡辺副市長、柏崎副市長、危機管理監、健康福祉局長、環境創造局長、政策局長、政策局政策調整担当理事、総務局長、財政局長、市民局長、子ども青少年局長、資源循環局長、道路局長(代理)、港湾局長(代理)、水道局長(代理)、消防局長、経済局長(代理)、建築局長、教育長(代理)、保健所長(代理)、健康福祉局担当部長(監視等担当) 事務局:健康福祉局健康安全課担当課長、担当係長
4 議題	1 指定廃棄物等の保管について 2 その他
5 議事	1 決定事項 (1)指定廃棄物等の保管について (事務局から資料説明、教育委員会事務局から現状説明) →次回の会議では課題を整理しながら、今後の方向性を議論することとする。
6 その他	なし

別紙

市立学校雨水利用施設の汚泥調査結果(単位:Bq/kg)					
	学校名	H25.10.4 記者発表		H25.3.15	H24.3.29
		H25.10.4 記者発表17校	重量 (kg)	記者発表 9校	記者発表 18校
1	港南台ひの特別支援学校	25,100	23.5		ND
2	あかね台中学校	19,600	35.4		4,300
3	下野谷小学校	13,200	63.2		ND
4	南山田小学校	12,300	142.2	10,700	8,300
5	末吉小学校	11,300	832.0	9,900	16,800
6	軽井沢中学校	11,200	83.6	13,600	11,900
7	森の台小学校	10,900	57.4		6,800
8	杉田小学校	10,400	64.3		4,500
9	都筑小学校	9,690	103.2	6,700	9,200
10	東山田中学校	9,540	332.0	9,600	11,400
11	早洲中学校	9,410	217.1	8,000	9,900
12	青木小学校	9,240	105.6	7,400	9,500
13	東山田小学校	8,550	152.0		5,800
14	十日市場中学校	8,210	113.2		3,900
15	茅ヶ崎東小学校	8,110	395.8	14,200	8,900
16	山下みどり台小学校	8,070	141.2	9,500	9,500
17	中山中学校	8,030	47.1		2
18	荏田西小学校	7,660	233.7		7,600
19	黒須田小学校	7,530	31.1		2,300
20	富士見台小学校	7,360	46.1		ND
21	矢上小学校	7,340	278.9	13,400	12,500
22	茅ヶ崎台小学校	7,280	194.2		5,100
23	岩崎中学校	7,240	204.6		7,200
24	つづきの丘小学校	6,930	88.2		7,800
25	下郷小学校	6,830	352.0	8,700	9,500
26	北山田小学校	6,460	299.4		7,900
27	桂小学校	6,350	170.5	9,200	9,100
28	保土ヶ谷小学校	6,220	323.2	5,500	13,600
29	西寺尾第二小学校	6,130	218.4	8,000	9,800
30	いぶき野小学校	5,810	154.5		7,700
31	新鶴見小学校	5,770	414.8	5,200	10,700
32	西が岡小学校	5,750	35.4		6,100
33	立野小学校	5,590	94.2	6,200	8,500
34	能見台南小学校	5,490	165.3		2,300
35	岩井原中学校	5,170	55.2		3
36	牛久保小学校	5,090	246.9	7,000	9,400
37	緑園西小学校	4,880	88.2		6,000
38	神奈川中学校	4,540	38.1		5,100
39	本牧中学校	4,360	170.3	3,400	10,500
40	十日市場小学校	4,340	78.8		5,400
41	奈良の丘小学校	3,800	68.2		ND
42	寛政中学校	3,600	369.5		4,800
43	川和東小学校	3,580	179.8		1,430

申請(No.1~17)総重量 : 2908.8kg

指定の有無	区名	学校名	測定箇所	測定結果 (μSv/h) ※ ⁴		
				H25年度※ ³	H26年度	H27年度
				3月26日	3月17日	3月15日
1 指定	緑	中山中学校	1 ポンプ室入口扉 (外側)	0.06	0.07	0.07
			2 ポンプ室横スロープ脇	0.06	0.07	0.07
			3 美観倉庫内 (スロープ踊場横柱)	0.07	0.07	0.08
			4 スロープ床面 (ドラム缶直上)	0.07	0.08	0.07
			5 光庭壁面	測定なし※ ²	0.10	0.07
			BG※ ¹ 第二音楽室前	0.09	0.08	0.09
2 指定	緑	森の台小学校	1 ポンプ室入口扉 (外側)	0.06	0.06	0.06
			2 ポンプ室入口横壁面	0.07	0.08	0.07
			3 スロープ (ドラム缶直上)	0.07	0.08	0.07
			4 給湯室側壁 (スロープ側壁面鏡横)	0.07	0.07	0.07
			5 多目便所内壁	0.06	0.07	0.07
			BG 4階普通教室前	0.08	0.06	0.07
3 指定	緑	山下みどり台小学校	1 ポンプ室入口扉 (外側)	0.05	0.06	0.06
			2 階段下	0.06	0.06	0.06
			3 階段上 (ドラム缶直上)	0.06	0.06	0.05
			4 男子トイレ個室	0.06	0.06	0.07
			5 屋外壁面 (植込付近)	0.06	0.07	0.07
			6 昇降口内部壁面	測定なし	0.07	0.06
			BG 4階トイレ前	0.07	0.07	0.07
4 指定	緑	十日市場中学校	1 ポンプ室入口扉外側	0.07	0.07	0.08
			2 ポンプ室入口横壁面	0.08	0.07	0.08
			3 1階EPS内壁面	0.08	0.07	0.08
			4 EPS入口扉外側	0.07	0.07	0.08
			5 EV脇壁	0.07	0.07	0.09
			6 階段下機械室内壁	測定なし	0.09	0.09
			BG 5階普通教室とトイレの間	0.08	0.08	0.08
5 指定	青葉	あかね台中学校	1 変電室入口 (屋内)	0.07	0.08	0.08
			2 保管場所入口扉外側	0.09	0.10	0.08
			3 直上 (職員室→進路指導室前)	0.07	0.09	0.08
			4 変電室壁 (変電室内)	測定なし	0.09	0.09
			BG 3階シャワー室付近	0.09	0.10	0.09
6 指定	都筑	南山田小学校		3月27日	3月19日	3月25日
			1 ポンプ室扉	0.04	0.05	0.04
			2 階段脇	0.04	0.06	0.04
			3 階段下	0.04	0.04	0.05
			4 ベンチ付近	0.04	0.04	0.04
			5 ホール壁	0.04	0.04	0.04
			6 階段中腹	0.05	0.04	0.04
BG 4階バルコニー前	0.05	0.05	0.05			
7 指定	都筑	都筑小学校	1 ポンプ室扉	0.04	0.04	0.05
			2 ポンプ室窓外側	0.05	0.07	0.05
			3 外壁	0.06	0.06	0.06
			4 職員玄関側壁	0.05	0.05	0.05
			5 階段下	0.05	0.05	0.05
			6 階段中腹	0.05	0.06	0.05
			BG 3回多目的ホール前	0.08	0.07	0.08
8 指定	都筑	茅ヶ崎東小学校	1 ポンプ室入口	0.05	0.05	0.05
			2 ベンチ脇	0.06	0.05	0.06
			3 男子便所内壁	0.07	0.05	0.07
			4 ポンプ室壁昇降機口側	0.05	0.06	0.05
			5 スロープ床 (直上)	0.06	0.05	0.05
			6 スロープ壁	0.05	0.05	0.06
			BG 3階第一理科室前	0.06	0.06	0.07
				3月26日	3月24日	3月23日

指定の有無	区名	学校名	測定箇所	測定結果 (μSv/h) ※ ⁴			
				H25年度※ ³	H26年度	H27年度	
				3月26日	3月17日	3月15日	
9	指定	神奈川	青木小学校	1 ポンプ室入口扉	0.04	0.03	0.04
				2 ポンプ室曲面	0.03	0.05	0.04
				3 ポンプ室入口横壁	0.04	0.04	0.04
				4 ドラム缶直上	0.05	0.04	0.04
				5 ポンプ室裏倉庫入口	0.04	0.03	0.04
				6 ポンプ室裏倉庫入口付近	0.05	0.04	0.04
				参考 ポンプ室裏倉庫内部	測定なし	測定なし	0.04
				BG 4階多目的ホール前	0.05	0.04	0.05
10	指定	鶴見	下野谷小学校	1 廊下壁	0.04	0.05	0.05
				2 スロープ入口付近	0.05	0.06	0.05
				3 ポンプ室外壁	0.06	0.07	0.06
				4 ポンプ室入口扉隣	0.06	0.06	0.06
				5 ポンプ室入口扉	0.06	0.05	0.06
				6 ドラム缶直上	0.05	0.06	0.06
				参考 ポンプ室教室側扉	測定なし	測定なし	0.05
				参考 ポンプ室裏倉庫内部	測定なし	測定なし	0.05
				BG 4階便所B前廊下	0.05	0.05	0.06
11	指定	都筑	早渕中学校	1 器具庫内壁	0.05	0.06	0.06
				2 ピロティ側壁	0.05	0.06	0.05
				3 ポンプ室入口扉	0.07	0.07	0.05
				4 ドラム缶外壁	0.07	0.07	0.05
				5 変電室内内壁	0.05	0.06	0.05
				参考 3F調理室前	測定なし	0.05	0.06
				BG 1階階段踊り場	0.05	0.05	0.06
				12	指定	磯子	杉田小学校
2 教材・教具室内棚の奥	0.06	0.04	0.04				
3 ポンプ室入口扉(新)	測定なし	測定なし	0.04				
4 ポンプ室入口扉(旧)	0.04	0.04	0.05				
5 スロープ角	0.06	0.04	0.05				
6 ドラム缶側外壁	0.06	0.06	0.05				
7 ポンプ室外壁	0.05	0.06	0.05				
8 ドラム缶直上スロープ	0.05	0.05	0.05				
BG 2階A階段付近	0.04	0.05	0.05				
13	指定	港南	港南台ひの特別支援学校	1 ポンプ室直上	0.06	0.05	0.07
				2 受水槽ポンプ室壁	0.04	0.04	0.04
				3 消火ポンプ室入口扉	0.04	0.04	0.04
				4 消火ポンプ室外壁廊下壁	0.06	0.04	0.04
				BG 2階B階段付近	0.07	0.07	0.06
14	指定	西	軽井沢中学校	1 ポンプ室入口扉	0.06	0.07	0.06
				2 ドラム缶側外壁	0.06	0.07	0.06
				3 階段下壁	0.06	0.07	0.07
				4 スロープ脇倉庫扉	0.05	0.06	0.06
				5 ドラム缶直上	0.06	0.07	0.07
				参考 ポンプ室脇倉庫内壁	測定なし	0.07	0.07
				BG 4階廊下	0.07	0.07	0.06
				15	指定	都筑	東山田中学校
2 スロープ入口	0.09	0.09	0.08				
3 相談コーナー壁	0.08	0.09	0.08				
4 スロープ床	0.09	0.09	0.09				
5 中庭壁	0.08	0.08	0.08				
6 階段下	0.09	0.08	0.08				
BG 1階金工木工室前	0.08	0.08	0.09				
16	指定	都筑	東山田小学校	1 ポンプ室扉	0.07	0.08	0.07
				2 階段下	0.08	0.08	0.08
				3 下り階段中腹壁	0.09	0.08	0.08

指定の有無	区名	学校名	測定箇所	測定結果 ($\mu\text{Sv/h}$) ※ ⁴		
				H25年度※ ³	H26年度	H27年度
				3月26日	3月17日	3月15日
17 指定	鶴見	末吉小学校	4 スロープ①	0.08	0.09	0.09
			5 スロープ②	0.07	0.08	0.07
			6 下から8段目	0.08	0.09	0.08
			BG 3階A地点	0.09	0.09	0.09
			1 ポンプ室外側	0.06	0.06	0.06
			2 通用口外壁	0.08	0.06	0.07
			3 斜面	0.07	0.07	0.06
			4 タイル側壁	0.07	0.08	0.06
			5 昇降口側壁	0.06	0.07	0.06
			6 2階倉庫隅	0.06	0.07	0.06
BG 3階～屋上階段踊り場	0.07	0.07	0.06			

※¹ BG=バックグラウンドとは、当該施設から十分離れた地点を指します。

※² 測定点のうち、常時施錠されていて児童・生徒の立ち入らない倉庫などの縦衝体がある場合や、構造上土中にあたる場合等は、測定点に設定していないか、参考値としているため、測定を実施していない場合があります。

※³ 平成25年度に限り、BGの測定位置は「地表から50cmから1mまでの高さで、ガンマ線測定用測定器を用いて測定する方法とする。」(平成23年12月28日環境省告示110号)に則り、全校1mで実施しています。平成26年度以降は、他の測定箇所の高さに合わせ、小学校は50cm、中学校は1mで実施しています。

※⁴ 測定点1箇所につき、30秒ごとに5回数値を読み取った平均値です。

資料3

宛先

横浜市 市長 林文子 殿

横浜の保育園、学校の放射能汚染物の施設外管理を要望します。

横浜市の保育園、小中学校に保管された放射能汚染物

福島第一原発事故由来の放射性物質は私たちの町横浜にも降り、市内の保育園、小中学校、養護学校では、雨水利用後の泥など(*1)が発生しました。

また、屋上や側溝などの除染により、放射能に高濃度に汚染された除去物(*1)が発生しました。

*1 以降の文章では、前出2点を放射能汚染物と記述します。

これらの放射能汚染物は、いまだに市内の複数の保育園および学校に保管されたままとなっています。

保管の問題点

これらの放射能汚染物は

①8,000ベクレル/kg超えて国の”指定廃棄物”となり廃棄業者が引き取れなくなった為行き先を失った放射能汚染物

②8,000ベクレル/kgには達しないが高濃度に汚染された雨水利用後の廃棄物の放射能汚染物

③屋上の側溝や校庭の脇などの除染により出た放射能汚染物、に区分され、

①については国の管轄、②と③は国ではなく市の管轄です。

①、②は43の小中学校のポンプ室など鉛のドラム缶に嚴重に保管されることになっています。私たちの要望に行政が真摯に対応してくださいました。

しかし、依然、下記のことを問題だと考えております。

- ・このドラム缶には、危険物表示がありません。

- ・①において、たった数年しか経過していないにも関わらず、1年毎の環境省立会の計測の際に校長さえその存在や保管場所を知らないなど、今後の管理に疑問を持たざるをえない状態のところもありました。

- ・測定結果は非公表であり、また、②については1年毎の計測はされていません。

- ・ドラム缶越しの空間線量が1μSv/hを計測した非常に危険なものもあります。

また、③については、

- ・”遮蔽があれば安全”との考えから、すでに裏庭や校庭に埋められてしまった学校や保育園もあります。

- ・保管されている放射性汚染物の中には、市の”目安の空間線量を下回っている”とされるものから24,000ベクレル/kg近いセシウムが検出されたものもあります。

- ・スチール製ペール缶が保管容器として配られ、ポンプ室など人の来ない場所に保管されているのは、16の小中学校のみです。

- ・保管スペースのない324近い保育園などでは、ビニールシートとU字溝を被せただけで園庭隅に置かれるなどしましたが、平成27年度に新たに現地に埋められている園があることがわかりました。

- ・市の目安の空間線量を超えた14保育園と16小中学校では半年ごと計測がされていますが、

目安以下とされた300近い保育園では計測はされていません。

数値について

そもそも、8000ベクレル/kgという基準値は経済を考慮した数値で、本来”指定廃棄物”に指定されるものであり、子どもの生活圏における安全な値とはかけ離れたものです。

広島、長崎での被爆者の数十年間の経過観察データ(米国科学アカデミー、「電離放射線の生物学的影響」BEIR VII phase2、2006年刊行)によると、放射能の悪影響は女性と子どもに対して大きいと公表されています。

放射線防護のための基準値は、およそ30歳の健康な男性の値をもとに作られており、5歳の女の子で5倍、12歳で3倍もの悪影響を受けるとされています。

放射線防護が適用されている原発の敷地内においては、100ベクレル/kg未満であってもドラム缶に入れて厳重保管されています。

これに対して、前出の8000ベクレル/kgは100ベクレル/kgの80倍。5歳の女の子の場合、400倍となる恐ろしい値です。同様に、24,000ベクレル/kgは、240倍、5歳の女の子にとっては、1,200倍もの値に上ります。

一般人の年間公衆被ばく限度である1mSvは、約0.1μSv/hです。前出の1μSv/hは、この10倍に相当します。原発でさえ、一般人の居住区域との境目で3ヶ月で250mSv(0.11μSv/h)と定めていて、これを超える恐れのある場所は立ち入り制限をしなければならないとされています。

主張

このような放射性汚染物が特に放射能の感受性が強い子供たちの生活空間にあつていいわけはありません。また、小中学校は地域の日常の活動場所であったり、災害や有事の際も地域の人たちが出入りする公共施設でもあります。

これらの放射性汚染物を集めても総量は、平成23-24年市が集積した当初”目安を超えていたもの”だけでも十数トン、全保育園で保管しているものを加えても、横浜市北部汚泥資源化センター等に十分収容できる量です。危険物の管理の一元化は、現在の何十箇所の施設での計測の手間や、引き継ぎにより管理の更なるあいまい化が予測されることを鑑みても、最良の解決策に思われます。

子供のいる生活空間からできるだけ放射性物質を排除する一元管理を行政に要望します。

ぜひご賛同をお願い致します。

学校・保育園の放射能対策 横浜の会
「横浜の学校・保育園の放射能汚染物の施設外管理を要望します！」
(<https://www.change.org/>) から引用

指定廃棄物の今後の処理の方針

(平成24年3月30日)

- 放射性物質汚染対処特措法の基本方針に基づき、環境省では地方公共団体と指定廃棄物の処理に係る協議を進めてきたところであり、平成24年3月30日に「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表（3月30日、原子力災害対策本部に報告）

指定廃棄物の今後の処理の方針のポイント

- 国は、既存の廃棄物処理施設の活用について、引き続き検討を行いつつ、今後3年程度（平成26年度末）を目処として、指定廃棄物が大量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場など（福島県において10万Bq/kg超の指定廃棄物は中間貯蔵施設）を確保することを目指す
- 指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している候補地を、国有地の活用を含め、都道府県毎に複数抽出。その後、複数の候補地の中から現地調査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定
- 国は、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却、乾燥、熔融などの中間処理を行い、保管の負担を軽減。農林業系副産物（稲わら、牧草など）は、既存の焼却施設で焼却出来ない場合、仮設焼却炉等を設置

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等についての対応

- 1 廃棄物の放射能濃度測定は、基本的に、放射性物質汚染対処特措法の調査義務対象のものについて行う。
- 2 調査義務対象でない廃棄物の放射性物質については、これまでも、廃棄物処理システムなどの中で適切に管理されていることを踏まえ、引き続き同様に管理していく。
- 3 ただし、次のものについては、放射能濃度の把握、指定申請に向けた調整等を行う。
 - (1) 本市所管施設から排出される廃棄物のうち、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える可能性があることを既に把握済みのもの
 - (2) 本市が廃棄物対策とは別に実施する「マイクロスポット」対応等の除去物等のうち、廃棄物として処理するもの
 - (3) その他 (今後、放射線対策本部で検討の結果、放射能濃度の測定を決定する廃棄物等)
- 4 廃棄物等の保管については、引き続き施設管理者が施設内で適切に行うことを原則とする。また、調整後、指定申請を行った廃棄物についても、国に引き渡すまでの間、適切に保管する。
- 5 その他、これらの整理に該当しない状況が発生する場合には、放射線対策本部にて検討する。

指定廃棄物処分等有識者会議の議題について

特措法の基本方針に基づき、指定廃棄物の処理については排出された都道府県内で行うということが定められ、環境省が最終処分場の候補地を選定するにあたり、その一連の作業を専門家が評価することを目的に平成25年3月に「指定廃棄物処分等有識者会議」が設置された。

平成28年3月までに会議は9回開催されているが、議論の対象とされた都道府県は、指定廃棄物が大量に発生し保管がひっ迫している宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県のみである。

【議事】

第1回 平成25年3月16日	(1) 有識者会議の趣旨及び運営方法について
	(2) 指定廃棄物最終処分場の選定に係るこれまでの経緯等について
	(3) 指定廃棄物の処分に係る安全性の確保の全体像について
	(4) 最終処分場等の構造・維持管理による安全性の確保について
	(5) 最終処分場等の候補地の選定について
	(6) 今後のスケジュール（案）
第2回 平成25年4月22日	(1) 最終処分場等の構造・維持管理による安全性の確保等について
	(2) 指定廃棄物処理促進市町村長会議の状況について
	(3) 指定廃棄物の最終処分場等の候補地選定の手順等について
	(4) その他
第3回 平成25年5月10日	(1) 市町村からの意見について
	(2) 指定廃棄物の最終処分場等の候補地選定手順の見直しについて
	(3) 安全等の確保に関する評価項目・評価基準の考え方
	(4) 安心等の地域の理解が得られやすい土地に関する評価方法の考え方
	(5) 市町村長会議での施設の安全性に係る質問・意見への対応案
	(6) その他

第4回 平成25年5月21日	(1) 指定廃棄物の最終処分場等の候補地選定手順について
	(2) 安全等の確保に関する評価項目・評価基準について
	(3) 安心等の地域の理解が得られやすい土地に関する評価方法について
	(4) その他
第5回 平成25年7月16日	(1) 各県での指定廃棄物処理促進市町村長会議の状況について
	(2) 指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る評価項目・評価基準等について
	(3) その他
第6回 平成25年10月4日	(1) 各県での指定廃棄物処理促進市町村長会議の状況について (栃木・群馬)
	(2) 指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る評価項目・評価基準等について
	(3) 候補地の詳細調査について
	(4) その他
第7回 平成26年12月22日	(1) 指定廃棄物処理施設の構造・維持管理等に関する諸課題について
	(2) その他
第8回 平成27年4月13日	(1) 指定廃棄物処理施設の施設管理の考え方等について
	(2) その他
第9回 平成28年3月16日	(1) 指定廃棄物等の安全な保管のあり方について
	(2) 8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全な処理について
	(3) その他

指定廃棄物の指定解除の仕組みについて

【 目 的 】

- ◆ 放射性物質に汚染された廃棄物のうち、8,000Bq/kgを超える濃度のものは、特別な管理が必要となるため、環境大臣が指定し、国が処理することとなっている。
- ◆ 一方、放射能の減衰により8,000Bq/kg以下となった廃棄物は、通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能である。8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の下で処理が進められてきている。こうした状況を踏まえ、これまで規定されていなかった指定解除の要件や手続きを整備した。

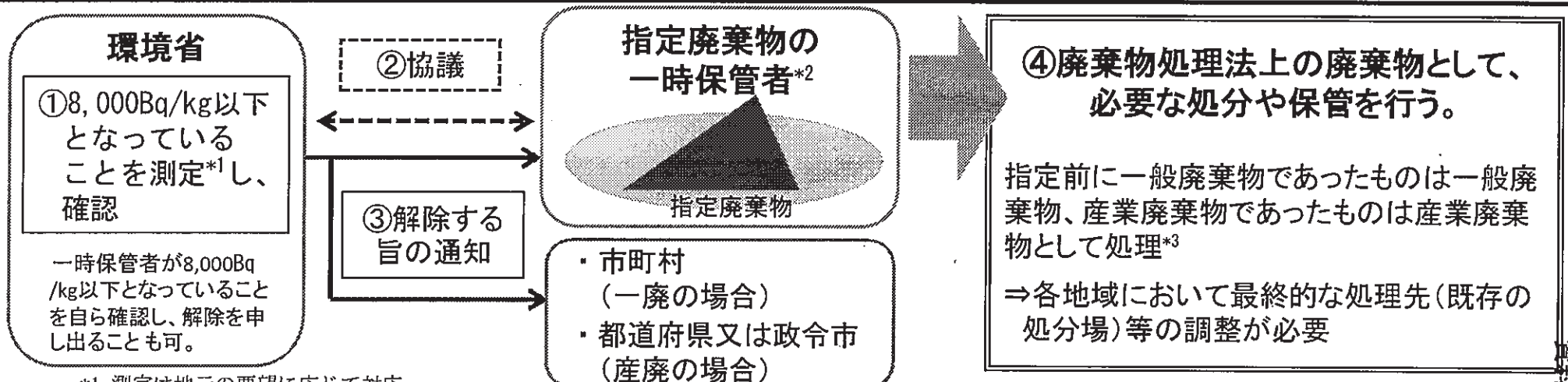
【 仕組み 】

- ◆ 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や解除後の処理責任者(市町村又は排出事業者)と協議した上で、指定を解除することができる。

※ 協議が整わない場合、指定の解除は行わない。

- ◆ 指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行う。

※ 指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的・財政的支援を行う。



*1 測定は地元の要望に応じて対応。

*2 一時保管者と解除後の処理責任者が異なる場合は、処理責任者も対象。

*3 このうち、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、廃棄物処理法上の処理基準のほか、特措法上の特別処理基準として上乘せあり。